

**（仮称）豊川市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める
条例骨子（案）について**

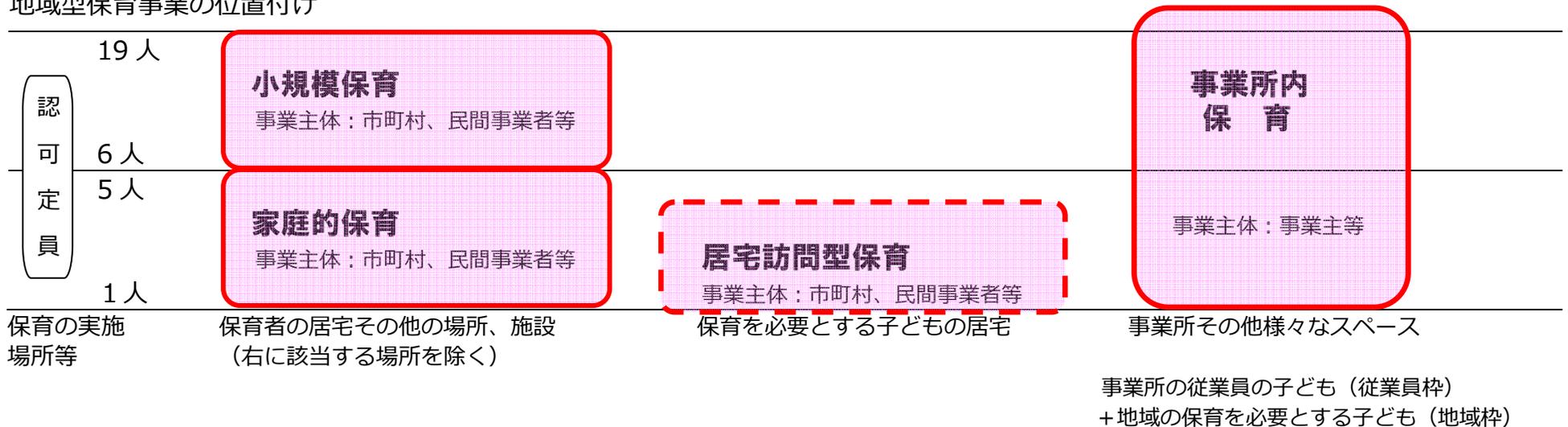
平成26年7月15日（火）

豊川市 子ども課

I 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇ 小規模保育事業（利用定員 6 人以上 19 人以下、※ C 型の利用定員は 6 人以上 10 人以下〈経過措置あり〉）
比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かい保育を実施
A 型：保育所分園に近い類型、B 型：A 型と B 型の間間的な類型、C 型：家庭的保育に近い類型
 - ◇ 家庭的保育事業（利用定員 5 人以下）
家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
 - ◇ 居宅訪問型保育事業
保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1 対 1 を基本とするきめ細かな保育を実施
 - ◇ 事業所内保育事業（利用定員 保育所型 20 人以上、小規模型 19 人以下）
企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



○ 各事業の特徴

区分	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	少人数（家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6～19人まで A型：保育所分園に近い類型 B型：A型とB型の中間的類型 6～10人まで C型：家庭的保育に近い類型	様々（数人～数十人程度） 保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	多様なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居室

《概要》

●地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求める。

社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

その上で、欠格事由に該当する場合や過剰供給による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。

●地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

国が省令で定める基準については、

ア 「職員の資格、員数」「児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については「**従うべき基準**」である。

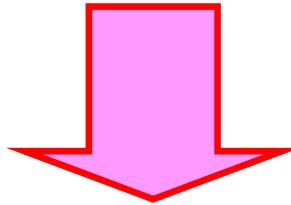
イ それ以外の事項については、「**参酌すべき基準**」とする。

特に、「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「**参酌すべき基準**」となる。

II 豊川市の現状について

現状

家庭的保育	事業所内保育施設 (設置届出対象外施設)	認可外保育施設 (設置届出対象施設)
	市内6か所	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドハウス ゆうゆ ・カルチャーボックス ・ちびっこハウス 三和 ・ベビーハウス ゆりかご ・託児ルーム キッズルームねこのて豊川店 ・パンダルーム ・MUNDO INFANTIL



地域型保育事業

家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業

※ 子ども・子育て支援新制度への移行の確認

※ 定員や職員資格、設備など、現状と適合できていない部分について、調整が必要

Ⅲ (仮称) 豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に当たって

(仮称) 豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に当たっては、国が省令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されているものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方を探ること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

従うべき基準

職員の資格、員数（児童福祉法第34条の16第2項第1号）

児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

（児童福祉法第34条の16第2項第2号）

参酌すべき基準

設備・面積基準

給食（自園調理）

耐火基準等

IV 「（仮称）豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子（案）

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方	
総 則	趣旨	児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定める。			
	定義	用語の意義は、児童福祉法の定めるところによる。			
	基本理念 （省令第1条第2項） （省令第2条）	最低基準は、市町村長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	最低基準の向上 （省令第3条）	1 市町村長は、その管理に属する 法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会 を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては 児童の保護者その他児童福祉に係る当事者 の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	最低基準と家庭的保育事業者等 （省令第4条）	1 家庭的保育事業者等は、市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準	市基準 (案)	市の考え方
家庭的保育事業者等の一般原則 (省令第5条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下、次の6、「保育所等との連携」の（2）、「衛生管理等」も2及び3、「食事」の1並びに「食事の提供の特例」の各項目において同じ。）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。 	参酌基準 国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準（案）	市の考え方
保育所等との 連携 （省令第6条）	<p>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下、この項目、「家庭的保育事業者等と非常災害」の1、「衛生管理等」の1及び2、「食事」の1及び5、「食事の提供の特例」の各項目並びに「利用乳幼児及び職員の健康診断」の1から3までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。「食事の提供の特例」の2の（3）において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>（2）必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p>	従うべき 基準	国基準どおり ただし書中、「離島その他の地域であって」を削る。	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準（案）	市の考え方
	<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の場合は「利用定員の設定」における「その他の乳児又は幼児」に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き、当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>			
<p>家庭的保育事業者等と非常災害 （省令第7条）</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前1の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>
<p>家庭的保育事業者等の職員の一般的要件 （省令第8条）</p>	<p>家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>
<p>家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 （省令第9条）</p>	<p>1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (省令第 10 条)	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	ただし書は従うべき基準、その他は参酌すべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 (省令第 11 条)	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国基準のとおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
虐待等の禁止 (省令第 12 条)	家庭保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 【児童福祉法第 33 条の 10】 ア 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ウ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 オ 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	従うべき基準	国基準のとおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
懲戒に係る権限の濫用禁止 (省令第13条)	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>【児童福祉法第47条第3項】 児童福祉施設の長等は、児童の親権者又は未成年後見人についても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。</p>	従うべき基準	国基準のとおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
衛生管理等 (省令第14条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 	参酌基準	国基準のとおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
食事 (省令第 15 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前 2 の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 	従うべき基準	国基準のとおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
食事の提供の特例 (省令第 16 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前（「食事」）の 1 の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次の 2 に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 	従うべき基準	国基準のとおり 2 の (3) 中、「離島その他の地域であって」を削る。	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準	市基準 (案)	市の考え方
	<p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p>		

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	<p>(3) 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、上記に掲げる(1)及び(2)の搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)</p>			
<p>利用乳幼児及び職員の健康診断 (省令第17条)</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前1の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 前1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	<p>参酌基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
家庭的保育事業所等の内部の規程 (省令第18条)	家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
家庭的保育事業所等に備える帳簿 (省令第19条)	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
秘密保持等 (省令第20条)	1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	苦情への対応 (省令第21条)	<p>1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
家庭的保育事業	設備の基準 (省令第22条)	<p>1 家庭的保育事業は、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（以下「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2) 前(1)に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p>	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	<p>(6) 前(5)に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>			
<p>職員 (省令第23条)</p>	<p>1 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>【児童福祉法第18条の5】(保育士の欠格事由)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。</p>

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	<p>【児童福祉法第18条の5】（前頁からの続き） (4) 第18条の19第1項第2号《虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合》又は第2項《信用失墜行為の禁止及び守秘義務》の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p> <p>【児童福祉法第34条の20第1項第4号】 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>3 家庭的保育者1人で保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>			
保育時間 （省令第24条）	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。	参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育の内容 （省令第25条）	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針《保育所保育指針》に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
	保護者との連絡 （省令第26条）	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
小規模保育事業	小規模保育事業の区分 （省令第27条）	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従うべき基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
小規模保育事業A型	設備の基準 （省令第28条）	<p>小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>（2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前1の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>（3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>（4）満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>（5）保育室又は遊戯室の面積は、前（4）の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前（4）の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>（6）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
	<p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第9条の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表（別表1）に左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその（1）に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。</p> <p>二 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防</p>		

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	<p>止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>			
職員 (省令第29条)	<p>1 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人</p> <p>(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人 (児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次の (4) において同じ。)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人</p> <p>3 前 2 に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
	保育時間 （省令第30条）	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	保育の内容 （省令第30条）	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	保護者との連絡 （省令第30条）	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
小規模保育事業B型	職員 （省令第31条）	<p>1 小規模型保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次の（4）にお</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国基準	市基準(案)	市の考え方	
	<p>いて同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前2に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>			
設備の基準 (省令第32条)	小規模保育事業A型の規定に準じる。	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育時間 (省令第32条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育の内容 (省令第32条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保護者との連絡 (省令第32条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
小規模保育事業C型	<p>1 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準	国基準どおり	国が示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	<p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前(4)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業A型の基準に掲げる要件に該当するものであること。</p>			
職員 (省令第34条)	<p>1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は食事の提供の特例の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
利用定員 (省令第35条)	小規模保育事業所C型は、児童福祉法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育時間 (省令第36条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
	保育の内容 （省令第36条）	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	保護者との連絡 （省令第36条）	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
居宅訪問型保育事業	居宅型訪問事業の内容 （省令第37条）	<p>1 居宅型訪問事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	従うべき基準	<p>国基準どおり</p> <p>(5) 中「離島その他の地域であって、」を削る。</p>	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
設備及び備品 (省令第38条)	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
職員 (省令第39条)	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
居宅訪問型保育連携施設 (省令第40条)	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において、「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、 離島その他の地域であって、 居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従うべき基準	国基準どおり 「離島その他の地域であって、」を削る。	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育時間 (省令第41条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育の内容 (省令第41条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
	保護者との連絡 （省令第41条）	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
事業所内保育事業	利用定員の設定 （省令第42条）	事業所内保育事業を行う者（以下事業所内保育事業の章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表（別表2）の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハ《児童福祉法における事業内保育事業》に規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育所型事業所内保育事業	設備の基準 （省令第43条）	事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。（以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりする。 （1）乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。（5）において同じ。）及び便所を設けること。 （2）乳児室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき1.65㎡以上であること。 （3）ほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上であること。	調理室については従うべき基準、参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
	<p>(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児（児童福祉法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下事業所内保育事業の章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。（6）において同じ。）調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の二に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表（別表1）の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
	<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその（１）に至る歩行距離が３０ｍ以下となるように設けられていること。</p> <p>二 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>		

項 目	国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
	<p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>			
職員 (省令第44条)	<p>1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 2に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
連携施設に関する特例 (省令第45条)	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、「保育所等の連携」(1)及び(2)に係る連携協力を求めることを要しない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国基準	市基準(案)	市の考え方	
保育時間 (省令第46条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育の内容 (省令第46条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保護者との連絡 (省令第46条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
小規模型事業所内保育事業 職員 (省令第47条)	<p>1 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める合計数に1を加えた以上とし、その半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p>	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国基準		市基準(案)	市の考え方
	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。(4)において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 2に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>			
設備の基準 (省令第48条)	小規模保育事業A型の規定に準じる。	調理設備については従うべき基準、その他は参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育時間 (省令第48条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育の内容 (省令第48条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保護者との連絡 (省令第48条)	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準 (案)	市の考え方
附 則	食事の提供の 経過措置	家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	連携施設に関する経過措置	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	小規模保育事業B型に関する経過措置	家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業所の保育従事者とみなす。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

別表 1

階	区分	設	備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

別表2

利用定員数	その他の乳児 又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

V 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

《参考》 児童福祉法(抄)

1 家庭的保育事業等の定義

第6条の3第

9 この法律で、**家庭的保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であって満3歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が5人以下であるものに限る。次号において同じ。）
- (2) 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、**小規模保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- (2) 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

11 この法律で、**居宅訪問型保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- (2) 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

12 この法律で、**事業所内保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業
 - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
 - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児

の保育を実施する施設

八 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下八において「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下八において「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

（2）満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

2 家庭的保育事業等の認可等

第 34 条の 15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第 1 項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第 4 号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

（1）当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

（2）当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第 35 条第 5 項第 2 号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

（3）実務を担当する幹部職員が社会副事業に関する知識又は経験を有すること。

（4）次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する

社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者野役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止につい

て相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

- 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。
- 6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- 7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより市町村長の承認を得なければならない。

3 条例で定める家庭的保育事業等の認可基準等

第34条の16第 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

(2) 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚

生労働省令で定めるもの

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

4 市町村長による検査、勧告、命令など

第34条の17 市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市町村長は、第18条の16第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

4 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

5 認可の取消し（支給認定関係）

第58条 略

2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。